

基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、出勤者数の削減に関する内容について周知・働きかけをお願いいたします。

事務連絡
令和3年11月19日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について

各府省庁におかれましては、これまで、「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」（令和3年9月28日付事務連絡）に基づき、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただきしております。感謝申し上げます。

本日、第81回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、出勤者数の削減について見直しが行われたところです。

具体的には、ワクチン接種の進展や中和抗体治療の普及により、出勤に伴う感染リスクは一定程度低減していると考えられる中で、出勤の在り方についても、経済社会活動との両立を考えていく必要があることを踏まえ、経済社会活動を継続できるようにするため、一律「7割」という出勤者数の削減を求めないこととされました。

具体的な基本的対処方針の関係記載については下記のとおりです。

テレワークの活用等による出勤者数の削減については、感染拡大防止のための「新たな日常」に向けた事業者の取組として重要であり、引き続き、推進していく必要があります。

また、下記1のとおり、緊急事態措置区域となった場合、各事業者においては、出勤者数の削減の目標を定めていただくこととしております。

つきましては、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下について周知・働きかけをお願いいたします。

- ① 下記の見直し内容等についての周知
- ② 現在においては、すべての都道府県が「緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県」となったことを踏まえ、下記3に関する働きかけ
- ③ 将来、もし緊急事態措置区域となった場合において、下記1に基づき、各事業者が出勤者数の削減の目標を設定することとされている。その設定に当たって、例え

ば、各事業者における出勤者数の削減に係るこれまでの取組や効果、感染拡大時の業務の継続性の必要性、「新たな日常」に向けた取組方針等を考慮することが考えられるため、その旨の周知

- ④ 所管団体に対し、その構成企業等が、緊急事態宣言発出により出勤者数の削減の目標を定めることとなった場合に備えて準備や検討を行う際には、必要なサポートをしていただくよう必要な働きかけ

記

1 緊急事態措置区域である都道府県における取組

特定都道府県は、事業者に対して、(略) 以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

2 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略) 以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

3 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

4 出勤者数の削減の実施状況に関する公表

- ・ 政府は、(略) 経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。